

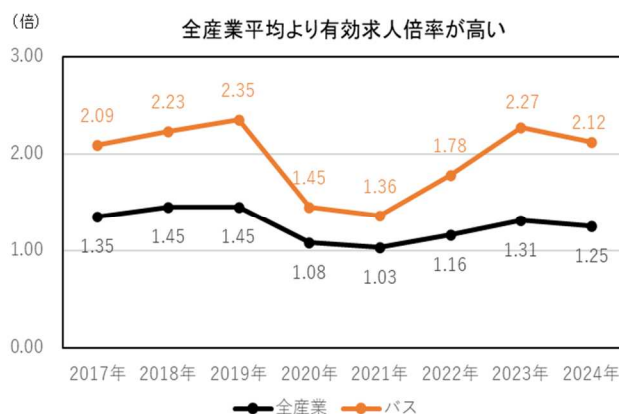
令和7年9月26日
四国運輸局

貸切バスの新たな運賃・料金を公示します。 ～バス運転者の賃金引上げ原資を確保～

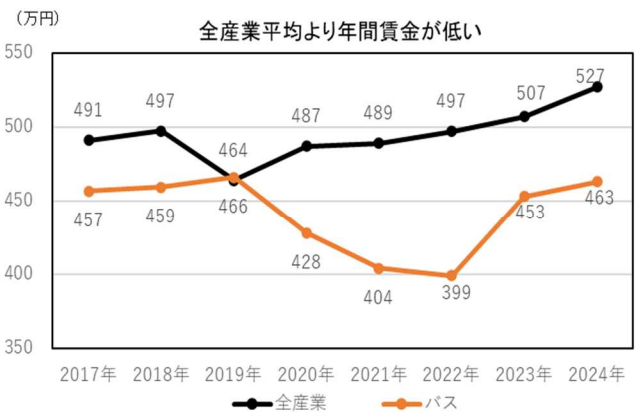
貸切バス運転者の確保は喫緊の課題ですが、運転者の平均給与額は全産業平均給与額を下回る状況が続いています。運転者の担い手不足の解消には、賃金水準を全産業平均給与額まで引き上げることが不可欠であり、その原資を確保するため、令和7年9月26日付けで新たな運賃・料金額を公示します。

1. 運賃・料金見直しの背景

【担い手不足の状況】



【年間賃金の状況】



2. 新運賃公示額

運賃	変更後		現行	
	距離 (1km 当たり)	時間 (1 時間当たり)	距離 (1km 当たり)	時間 (1 時間当たり)
大型	150 円	6,940 円	140 円	6,380 円
中型	130 円	5,860 円	120 円	5,380 円
小型	110 円	5,130 円	100 円	4,720 円
コムーター車	100 円	4,570 円	90 円	4,200 円

※車種区分の定義

大型：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型：大型車、小型車、コムーター車以外のもの

小型：車両の長さ6m以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

コムーター車：長さ6m未満で、かつ旅客席数14人以下

料 金	変更後		現行	
	キロ制料金 (1 km当たり)	時間制料金 (1 時間当たり)	キロ制料金 (1 km当たり)	時間制料金 (1 時間当たり)
交替運転者 配置料金	30 円	2,420 円	30 円	2,200 円

3. 今後のスケジュール

11月1日まで 貸切バス事業者が新運賃・料金の適用を順次開始

※貸切バス事業者は、9月26日から10月24日までの間に運賃・料金の変更を届出。

届出日以降、11月1日までの間であれば任意の日から適用することが可能。

(参考)

基準額の公示：地方運輸局長*1は当該地域内の経済状況・事業者経営状況を勘案した運賃・料金の額について、基準額として設定して公示することとしています。

*1 沖縄総合事務局長を含む。

4. 経過措置

新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができます。

※この場合、貸切バス事業者は運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載。

<お問い合わせ先> 自動車交通部 旅客課 担当：宮野、山下、廣田 TEL: 087-802-6771
